6 保医医人第 2 6 2 9 号 令和 7 年 2 月 1 3 日

都内医療関係職種養成所(施設)管理者殿 (保健師、助産師、看護師養成所及び准看護師養成所を除く)

東京都保健医療局医療政策部長 (公印省略)

医療関係職種養成所・養成施設の適正な運営に係る留意事項について(通知)

平素より医療人材の育成にご尽力とご協力を賜り、厚くお申し上げます。

東京都では、平成27年4月1日から医療関係職種養成所・養成施設(以下、「養成所等」) の指定・監督権限が、厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されたことを受け、都内に所在 する養成所等について指導調査を実施してきました。

指導調査は、東京都指導要領等に定める事項に照らして実施していますが、その解釈や運用についての十分な理解が不足しているため、指導事項等が確認されることがあります。

ついては、これまでの指導調査での指導実績等を踏まえて、別記のとおり養成所等として 留意するべき事項を整理したので、通知します。

養成所等におかれましては、御留意の上、適正に運営がされますよう、よろしくお願いい たします。

【問合せ先】

東京都保健医療局医療政策部医療人材課 免許担当 新妻、大村

電話番号: 03-5320-4434

1 教員に関する事項

(1) 専任教員の確保について

- ア 専任教員及びその他教員の数について、各法令等において養成所等の定員に基づ く配置基準が示されている場合は、それを厳守すること。
- イ 出産、育児、介護、病気等の事由により突発的な休業、退職等が生じることはやむ を得ないが、その場合は、早期に代替教員の募集を行うこと。また適切な人事管理に 努め、円滑な業務引継ぎを行うこと。

(2) 教員資格要件について

- ア 専任教員及びその他の教員の資格要件については、各法令等により規定されているところであるが、資格要件に合致しない教員が授業を行うことのないよう注意すること。
- イ アに関して、はり師きゅう師養成施設及び柔道整復師養成施設における教員資格 要件は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野のそれぞれにおいて、詳細に規定されて いるので、特に留意すること。
- ウ 新たに教員を採用する際又は在職している教員にほかの科目を担当させる際は、 法令等に照らし、その要件を必ず確認しなければならないが、そのためには、免許証、 履歴書等以外にも必要に応じて、研究業績書、研究論文、学位記等教員資格要件を満 たすことを客観的に証する書類により確認すること。
- エ ウに関して、はり師きゅう師養成施設及び柔道整復師養成施設における兼任教員等のうち大学教員の職と兼務する者については、所属大学が発行する在職証明書等を求めること。また、継続して兼任教員を務める場合であっても、一定期間ごとに在職証明書の提出を求め、教員資格要件の確認を徹底すること。
- オ 科目の一部の時間で外部講師等を招聘する場合にも、略歴等を確認し、専任教員等 に準じた資格を備えているかの確認を行うこと。
- カ 教員資格要件について「○○と同等の者」という規定が法令等にある場合、それを 無制限に拡大解釈して教員を採用することなく、厳密に確認を行うこと。またその際 の記録を作成し、保存すること。
- キ 教員資格要件については、東京都で自己点検票を作成しているので活用を図ること。

2 学生又は生徒に関する事項

(1) 入学者選抜について

- ア 入学定員の超過は、教育環境の悪化を招く恐れがあるので、入学者選抜における 合格者数の精査を行い、入学定員を厳守すること。また定員超過が常態化する場合 には、定員増の手続きを検討すること。
- イ 高等学校の卒業証明書等について、入学後の収集する場合についても、早期に収 集を完了させ、養成所等への入所資格を満たしていることを確実に確認すること。
- ウ イに関し、外国の高等学校等を卒業した学生又は生徒の卒業証明書については、 和訳を添付させるあるいは養成所等で作成すること。

(2) 履修認定及び成績評価について

- ア 出席状況を確実に確認すること。また出席が足りない者に対して補講等を実施 する場合には、実施日及び実施内容を記録すること。
- イ 成績評価にあたり、再試験を一度限りでなく、複数回実施する場合には、学則等 規定に明記すること。
- ウ 成績評価にあたり、筆記試験によらず、実技試験により技能等を評価する場合に は、その評価基準を明確にすること。

(3) 進級、卒業判定について

- ア 進級、卒業判定にあたっては、会議等において、各科目での出席状況及び筆記試 験等の結果を確認し、学則等に照らして、進級、卒業が困難な者については、その 判断に至った経緯について、記録を作成し、保存すること。
- イ 進級、卒業にあたり、科目の筆記試験とは別に試験を実施する場合には、学則等 規定に明記することが望ましいこと。

(4) 健康診断等の実施について

- ア 入学時及び入学後には健康診断の実施等を行う必要があるが、実施項目については、学校保健安全法及び同法施行規則に準じて実施すること。とりわけ、同法施行規則の改正に伴って追加された、視力及び聴力の検査を実施していない例がみられるので注意すること。
- イ 健康診断の結果または本人からの申告により、身体的または精神的要因により 養成所等での学習上、配慮すべき事項を確認した場合には、適切な範囲で対応する こと。
- ウ 養成所等での教育環境を維持する観点から、各種ハラスメントの防止に努める こと。

3 授業に関する事項(臨床・臨地実習に関する事項を含む)

(1) 選択必修科目等について

ア 一部職種の養成所等で設定できる選択必修分野(歯科衛生士養成所)や総合領域 (はり師きゅう師養成施設)については、他の分野等と比べて法令等での教育の目 標及び内容に幅を持たせており、各養成所等で創意工夫が可能分野である。

しかしながら、学校行事、国家試験対策及びクラブ活動に類するものなど各職種の養成のための教育という趣旨から外れた授業を行って良いということではないので、他分野との相互効果を期待し、効果的な教育活動が行われるよう、科目の設定にあたっては留意されたいこと。

(2) シラバスの記載について

ア シラバスにおいて、評価方法が学則等で規定されている基準(出席率、筆記試験等)と異なるものが記載されていることがあるので、注意すること。特に、兼任教員の担当する科目で確認されることが多いので、専任教員及び事務局等で組織的に確認を行い、記載の厳格化を図られたいこと。

(3) 国家試験等対策の実施について

ア 国家試験等対策を目的・内容とする授業(単なる問題演習など)については、「授業の実施に係る留意事項について(通知)」(28福保医人第2941号平成20年3月17日)により、単位習得を卒業要件としない科目として設定する、単位習得とは関係のない補講、ゼミナールとして開講するなどの形として対応するよう求めているところである。

指導調査でシラバスまた授業実施記録をしているところ、多くの養成所等で上 記の趣旨を理解いただき適切に対応いただいているが、散発的に事例が確認される ので対応の徹底を図られたいこと。

(4) 柔道整復師養成施設及びはり師きゅう師養成施設における臨床実習について

ア 柔道整復師養成施設及びはり師きゅう師養成施設における臨床実習については、附属の臨床実習施設または外部の施術所において、実施することとなっているが、施術者としてのより実践的な知識、技能を習得する観点から、積極的に外部の施術所での実習を取り入れられたいこと。

イ アに関して、実習を附属の臨床実習施設で実施する場合、施術所への来院患者 数等の要件はないが、アの趣旨に鑑み、症例が十分に確保できない場合には、外 部の施術所での実習を取り入れられたいこと。

4 運営に関する事項

(1) 自己点検、自己評価等について

ア 理学療法士作業療法士養成施設及び言語聴覚士養成所 (※令和8年4月1日以降) においては、自己点検、自己評価及びその結果の公表が法令等に定められているので、 適切に実施すること。

イ 自己点検、自己評価等が法令等で規定されてない職種の養成所等であっても、運営状況の可視化と見直しを図る観点から、東京都で公開している自己点検票を参考に自己点検及び自己評価等の実施に努めること。

(2)変更承認申請書等の提出について

ア 東京都に提出する変更承認申請書等については、職種ごとに定められた期限までに提出すること。期限を超過した場合には、遅延理由書の提出をもって申請書を 受理することもあるが、無条件に求められるわけではないので、注意すること。

イ 柔道整復師養成施設及びはり師きゅう師養成施設の実習施設変更届において、 東京都への提出後に、施術所の開設年月日及び平均受診者数等の誤りが判明し、再 提出を求める例が多いが、要件を満たさない施術所での実習では単位の認定が行 えないので、実施前の確認を徹底すること。

(3) 各種書類の保管方法について

ア 養成所等で備えるべき各種書類については、紙媒体でなく、電子媒体で作成、 保存しても差し支えないこと。